

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 1 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

國民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600459号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1600054号

第1 結論

請求期間のうち、昭和54年10月から昭和57年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年*月から同年9月まで
② 昭和54年10月から昭和57年3月まで

私は、請求期間①については、20歳になった昭和50年*月頃にA市役所B出張所(現在は、C地域センター)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により郵便局又は銀行の窓口で納付していた。請求期間②については、昭和51年4月にA市からD市に転居したが、転居届を提出した際、国民年金に係る手続きも行い、E銀行本店(現在は、F銀行G支店)の自分の口座から自動振替により保険料を納付していた。請求期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できないので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者は、D市に住んでいたときは、当時納付しなければならない毎月の国民年金保険料、公共料金等を自分の手帳に記載して資金繰りをし、その金額を、毎月、E銀行本店の自分の口座に入金して、口座振替により納付していたと主張しているところ、請求者から提出された手帳には、(1)当時の金融機関名や電話番号などが記載されており、客観的に請求期間当時に記載されたものと考えられること、(2)昭和55年から昭和57年の各手帳にはいずれも国民年金保険料の記載があり、昭和55年の手帳に国民年金保険料として記載された「国民年金 3,300」は、昭和54年度の国民年金保険料と一致していること、(3)昭和56年及び昭和57年の各年の手帳に記載されている国民年金保険料は、概ね、当時の国民年金保険料の金額と一致していること、(4)請求期間②前後の保険料納付済期間の保険料額とも概ね一致していることなどから、請求者の主張に特段の不自然さはない。

また、(1)D市は、昭和48年4月から口座振替による納付が開始されたと陳述していること、

(2) F銀行が保管している「C I F照会票」によると、昭和51年5月1日に口座開設前に行われる請求者の顧客番号を探査したことが確認できると回答していること、(3)D市の年度別納付状況リスト（昭和58年11月9日現在）によると、少なくとも当該リストが作成された昭和58年11月9日時点において、請求者は口座振替により保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間①及び②以外に国民年金加入期間において未納はなく、請求期間②の前後の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、国民年金の加入手続をA市役所B出張所で行い、国民年金保険料は、昭和51年4月にD市に引っ越しをするまでは、昭和50年*月から昭和51年3月までの保険料は、A市から送付された納付書で納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号の払出時期は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から昭和51年4月頃と推認され、当該記号番号は請求者の主張するA市役所B出張所では払い出されない記号番号である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、請求者は、前述のA市における国民年金の加入手続の際に年金手帳が交付されたが、平成9年頃に、D市で交付された年金手帳に統合する手続きをしたので、現在所持している年金手帳は、D市で交付された年金手帳1冊のみであるとしているが、当該年金手帳には、昭和49年3月18日から昭和50年4月1日まで厚生年金保険に加入している事業所に勤務した際払い出された厚生年金保険の記号番号が、平成9年10月28日に統合された記録以外、他の国民年金手帳記号番号が統合された記載はない。

このほか、請求者が、請求期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。